

帯広市自然環境保全条例

第4章 開発行為の事前協議等

(事前協議)

第16条 面積が、3,000平方メートル以上の土地の区画形質の変更をしようとする者は、あらかじめ、規則の定めるところにより、当該行為の計画の内容について、市長に協議しなければならない。

(事前環境調査)

第17条 前条に規定する行為のうち、自然環境等に著しい影響を及ぼすおそれのあるものとして規則で定める行為をしようとする者は、あらかじめ、当該行為が自然環境等に及ぼす影響を調査し、良好な自然環境を破壊しないよう努めなければならない。

(事前公開)

第18条 第16条に規定する行為をしようとする者は、規則で定める標識に所定の事項を記入し、行為予定地の公衆の見やすい場所に設置しなければならない。

2 第16条に規定する行為をしようとする者は、あらかじめ、当該行為の計画の内容について、行為予定地に係る住民、利害関係人及びその他市長が特に必要と認める者に対して説明会等の方法により、周知するとともに、理解を得なければならない。

(中止命令等)

第19条 市長は、第16条の規定による事前協議において当該行為が豊かな自然環境等を阻害すると認められるときは、当該行為をしようとする者に対し、又は前3条に規定する行為を行わない者に対し、自然環境等の保全のため必要な措置を講ずべきことを指導し、若しくは勧告し、又は計画の変更若しくは中止その他の措置を命ずることができる。

(適用除外)

第20条 国及び地方公共団体が行う行為その他規則で定めるものについては、この章の規定は、適用しない。

帯広市自然環境保全条例施行規則

(事前協議書の提出)

第7条 条例第16条の規則で定める協議は、別記第4号様式の開発行為事前協議書を提出して行うものとする。

2 前項の事前協議書には、第5条第2項の図面等を添えなければならない。

(事前環境調査の対象)

第8条 条例第17条に規定する自然環境等に著しい影響を及ぼすおそれのある行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 大規模な遊戯施設の設置
- (2) 大規模な運動施設の設置
- (3) 大規模な休養施設の設置
- (4) その他周辺の環境等を考慮して市長が特に必要があると認められたもの

(開発行為の標識)

第9条 条例第18条第1項の規則で定める標識は、別記第5号様式による。

2 前項の標識は、条例第18条第2項の規定による公開をしようとする日の10日前までに設置し、工事完了の日まで掲示しなければならない。

(適用除外)

第10条 条例第20条の規則で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 保安林等の区域で行われる開発行為
- (2) 砂防法(明治30年法律第29号)第2条の規定により指定された土地の区域で行われる開発行為
- (3) 河川法(昭和39年法律第167号)第6条に規定する河川区域で行われる開発行為
- (4) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第1項の規定により定められた農業振興地域整備計画に基づく農用地区域で行われる開発行為
- (5) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第5条に規定する都市計画区域内で行われる開発行為
- (6) 採石法(昭和25年法律第291号)第33条の認可を受けた採取計画に基づいて行う開発行為
- (7) 砂利採取法(昭和34年法律第74号)第16条の認可を受けた採取計画に基づいて行う開発行為
- (8) 条例施行の際現に次のアからオまでに掲げる場合のいずれかに該当する開発行為
 - ア 条例施行の日前に着手している場合
 - イ 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項又は北海道自然環境等保全条例(昭和48年北海道条例第64号)第30条第1項の規定による許可の申請が受理されている場合
 - ウ 北海道自然環境等保全条例第30条第1項の規定による許可の申請前に「特定開発行為に係る事前相談及び事前審査について」に基づき事前審査申出を行い、北海道において審査を受けている場合
 - エ 北海道が定める北海道土地利用基本計画に係る事務処理要領の規定に基づき土地対策連絡協議会等で調整を終えている場合
 - オ 北海道が定めるゴルフ場開発に対する暫定措置及びゴルフ場開発の規制に関する要綱に基づき、北海道土地・水対策連絡協議会において協議が行われ、又は終了している場合